

役員等の報酬及び費用に関する規程

平成 15 年 1 月 22 日理事会決定

平成 21 年 7 月 30 日改正

平成 30 年 7 月 26 日改正

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人全国ビルメンテナンス協会（以下「全国協会」という。）の定款第 34 条に基づき、役員及び執行委員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、定款第 26 条第 1 項で定める役員のうち、全国協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (2) 常勤執行委員とは、定款第 31 条第 1 項で定める執行委員のうち、全国協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員及び非常勤執行委員とは、常勤役員及び常勤執行委員以外の者をいう。
- (4) 有識者役員とは、非常勤役員のうち、ビルメンテナンス業関係者及び厚生労働省出身者ではない理事及び監事をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費(交通費、宿泊費、日当を含む)をいう。報酬等とは区分されるものとする。

(報酬の支給)

第 3 条 全国協会は、常勤役員及び常勤執行委員、並びに有識者役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員及び常勤執行委員の報酬は年俸とし、年俸の期間は全国協会の事業年度とする。
- 3 有識者役員に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 4 常勤役員及び常勤執行委員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じた退職手当を支給することができる。退職手当の支給については、社員総会が別に定める。

(報酬の額)

第4条 常勤役員及び常勤執行委員の年間報酬額は、別表第1のとおりとし、各々の役員の年間報酬額は別表第1のうちから、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

2 有識者役員に対する報酬は、別表第2「有識者役員の報酬」に定める定額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年俸の場合は、毎月の支給額は年間報酬額を12で除した額とし、毎月25日(支給日が休日の場合は、順次前日に繰り上げる。)に支給する。

2 有識者役員の報酬は、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬等は、法令又は規程に基づき、その役員の報酬から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で本人に支給する。ただし、本人の指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

(報酬の日割計算)

第7条 新たに常勤役員及び常勤執行委員となった者には、その日から報酬を支給するが、その日が月の途中の場合は日割計算とする。

2 常勤役員及び常勤執行委員が退職した場合には、その月分の報酬を支給するが、退職の日が月の途中である場合は、日割計算とする。

3 前2項の日割計算で支給する場合の報酬額は、1日当たり月額額の22分の1とする。

(通勤手当)

第8条 常勤役員及び常勤執行委員には通勤手当を支給する。

2 通勤手当は、本人の住居の最寄り駅から、勤務事業所の最寄り駅に至る通勤用定期乗車券の購入に要する実費を支給する。

(費用)

第9条 役員及び執行委員が、その職務の執行に当たって負担した費用については、その職務を執行した日から遅滞なく支払うものとする。

2 非常勤役員及び非常勤執行委員に対する費用の支払いについては、理事会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成 21 年 7 月 30 日から施行する。

附則

この規程の改正は平成 30 年 7 月 26 日から施行する。

別表第 1 常勤役員及び常勤執行委員の報酬額（年俸）

	報 酬（年俸）
専 務 理 事	12,000,000円までの範囲
常務理事及び 常務執行委員	10,800,000円までの範囲

別表第 2 有識者役員の報酬額

理事会出席等、必要の都度、謝金として一人一律 20,000円

監事による監査業務については一時間あたり 15,000円